

## 茨城県消費生活相談員等人材バンク事業実施要領

### 1 目的

この要領は、茨城県内の消費生活センター等の消費生活相談窓口における消費生活相談員等の採用に関し、就業を希望する有資格者の登録及び市町村への人材情報の提供等を行うために必要な事項を定めることにより、相談業務従事者の人材の確保を円滑に行うことを目的とする。

### 2 設置

前項の目的を達成するため、茨城県消費生活センター（以下「県センター」という。）に茨城県消費生活相談員等人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

### 3 登録対象者

登録対象者は、以下のいずれかに該当する者であって、人材バンクへの登録を希望する者とする。

- (1) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第1項に基づく消費生活相談員資格試験に合格した者
- (2) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者
- (3) 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者
- (4) 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者

### 4 登録情報

人材バンクに登録する情報は、以下の項目とする。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) Email アドレス
- (7) 勤務の可否
- (8) 勤務可能地域
- (9) 勤務可能日
- (10) 消費生活相談に関する保有資格
- (11) その他、県センターが必要と認めたもの

### 5 登録申請

人材バンクへの登録を希望する者は、茨城県消費生活相談員等人材バンク登録申請書（様式1号）に必要な書類を添付して、県センターに提出するものとする。

県センターは、申請内容を確認したうえで、受理したときは、人材バンクへの登録を行うも

のとする。

## 6 登録情報の変更

人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録情報に変更が生じた場合は、速やかに茨城県消費生活相談員等人材バンク登録事項変更届（様式2号）を、県センターに提出するものとする。

県センターは、届け出を受理したときは、その内容を確認したうえで、登録情報の更新を行うものとする。

## 7 登録情報の削除

登録者は、人材バンクへの登録を希望しなくなった場合は、茨城県消費生活相談員等人材バンク登録辞退届（様式3号）を、県センターに提出するものとする。

県センターは、届け出を受理したときは、当該登録者の情報を削除しなければならない。

## 8 市町村への登録情報の提供

消費生活相談員等の採用を目的として人材バンクの登録情報の提供を希望する市町村は、茨城県消費生活相談員等人材バンク情報提供依頼書（様式4号）により、県センター長あて申し込むものとする。

県センターは、市町村から情報提供の依頼があったときは、人材バンクから該当者を抽出し、様式5号により回答するものとする。

## 9 個人情報の取扱い

県センターは、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年3月24日条例第1号）に定めるところにより、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

市町村は、この要領により知り得た個人情報について、漏えいの防止等、適正に管理しなければならない。

## 10 登録情報の確認等

県センターは、必要に応じ、登録者に対して登録情報の確認を行うことができる。

県センターは、登録者について、その登録情報に虚偽の記載があった場合、又は消費生活相談員等としてふさわしくないと認められる行為があった場合には、当該登録者の登録を取り消すことができる。

## 11 電子申請

5項から8項に定める県センターへの申請等は、原則として、電子申請・届出システムにより行うものとする。ただし、電子申請・届出システムによりがたい場合は、書面による申請等を行うことができる。

## 12 その他

人材バンクは、消費生活相談員等の採用業務を目的とする場合においてのみ利用するもの

とする。

付 則

この要領は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 28 年 9 月 6 日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成 30 年 4 月 16 日から施行する。

2 この要領の施行日の前日に人材バンクに登録されている者のうち、3 項に規定する資格を有しない者については、施行後の登録者から削除するものとする。

付 則

この要領は、令和 2 年 12 月 18 日から施行する。

付 則

この要項は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。

※登録番号

※登録番号欄は記入しないでください。

年 月 日

茨城県消費生活センター長 殿

茨城県消費生活相談員等人材バンク登録申請書

ふりがな 氏 名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	昭和 ・ 平成 年 月 日生 ( 歳)		
現 住 所	〒		
電 話 番 号 携 帯 電 話 番 号 E mail アドレス	— — — — @		
勤務の可否	可能 ・ 不可 (理由 : ) ※申請時点での状況を教えてください。		
勤務可能地域	市町村名 ( )		
勤務可能日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝 日 ・ いずれも可		
資 格 等 (該当するものを○で 囲んでください)	消費生活相談員資格試験合格者 (国家資格) 消費生活専門相談員 消費生活アドバイザー 消費生活コンサルタント	資格取得の確認できる 書類 (写) を添付して ください。	
職 歴 (直近3箇所 を記入)	年 月から 年 月まで : 年 月から 年 月まで : 年 月から 現在まで :		

(注意)

- ・消費生活相談員等の採用を予定する県内市町村に、登録情報を提供することがあります。
- ・登録は消費生活相談員等としての採用を約束するものではありません。
- ・記入していただいた個人情報は、消費生活相談員等の採用業務以外の目的には利用しません。

## 茨城県消費生活相談員等人材バンク登録変更届

茨城県消費生活センター長 殿

氏 名

住 所 〒

連絡先電話番号

茨城県消費生活相談員等人材バンクの登録内容に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

記

項 目	変 更 内 容 ・ 変 更 年 月 日

(注意)

- ・ 新たに消費生活相談に関する資格を取得した場合は、資格取得を証明する書類の写しを添付してください。
- ・ 記入していただいた個人情報は、消費生活相談員等の採用業務以外の目的には利用しません。

年 月 日

茨城県消費生活相談員等人材バンク登録辞退届

茨城県消費生活センター長 殿

氏 名

住 所 〒

連絡先電話番号

茨城県消費生活相談員等人材バンクへ登録を辞退したいので  
届け出ます。

(注意)

- ・記入していただいた個人情報は、消費生活相談員等の採用業務以外の目的には利用しません。

## 茨城県消費生活相談員等人材バンク情報提供依頼書

茨城県消費生活センター長 殿

〇〇市町村 〇〇〇〇長

消費生活相談員等の採用を予定しているため、下記により茨城県消費生活相談員等人材バンク

登録者に関する情報の提供を依頼します。

なお、提供により知り得た個人情報は、消費生活相談員等採用業務以外には利用しません。

### 記

<p><b>【抽出条件】</b> 居住市町村名 ※市町村名を記載してください。抽出範囲は、原則、通勤可能な範囲とします。</p>
<p><b>【採用予定年月日】</b></p>
<p><b>【勤務日等の条件】</b></p>

担 当 所 属	
担 当 者 職 氏 名	
電 話 番 号	

様式5号

消セ第 号  
年 月 日

〇〇市町村 〇〇〇〇長 殿

茨城県消費生活センター長

茨城県消費生活相談員等人材バンク登録情報の提供について（回答）

年 月 日付けで依頼のあった標記の件について、別紙のとおり回答します。  
なお、採用候補者へは貴職からご連絡願います。

(別紙)

番号	氏名	性別	年齢	住所	電話番号	有する資格	特記事項 (勤務希望日等)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							